

鳥栖市立小中学校体育館空調整備計画策定支援業務
公募型プロポーザル

評価要領

1 評価基準

評価の項目、基準及び配点は、別表による。

2 評価の方法

- (1) 「鳥栖市立小中学校体育館空調整備計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき参加資格を有すると認められた者（以下「参加有資格者」という。）を対象に、本業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査する。
- (2) 選定委員会は、参加有資格者から提出された技術提案書について書類審査及びヒアリングを行う。
- (3) 選定委員会は、参加有資格者の評価点を算出し、その総合得点が最高得点の参加有資格者を優先交渉権者として選定する。また次点の参加有資格者を次点交渉権者とする。
- (4) 前号に基づき評価点を算出した結果、その最高得点が同点の者が2者以上いる場合は、最高評価点が同点の場合は、提示された事業費が低価である参加有資格者を優先交渉権者とする。提示された事業費も同額の場合は、くじ引により優先交渉権者を選定する。
- (5) 評価点が配点合計の50%に満たない場合は、失格とする。
- (6) 参加者が1者の場合でも審査・選定を行う。

3 同種業務

同種業務とは、過去10年間に国又は地方公共団体において、学校体育館空調設備又は学校体育館施設整備に係る調査又は支援業務を行った実績（応募時点で実施中のもの含む）とする。ただし、下請け契約は除く。

4 審査等の日程

- (1) 書類審査（一次審査）
令和7年10月31日（金）（予定）
- (2) ヒアリング（二次審査）
令和7年11月5日（水）（予定）